東アジア文化都市 2025 鎌倉

CULTURE CITY OF EAST ASIA 2025 KAMAKURA

助成事業　募集要項

○第１期募集

【対象事業期間】

令和７年（2025 年）４月１１日（金）～１２月３１日（水）

【募集期間】

令和７年（2025 年）２月２０日（木）～　３月３１日（月）17:00

○第２期募集

【対象事業期間】

令和７年（2025 年）１０月１日（水）～１２月３１日（水）

【募集期間】

令和７年（2025 年）　６月２日（月）～　７月１８日（金）17:00

※本事業は、令和７年度（2025 年度）予算の範囲内で助成するものです。
この助成金に係る予算が決定するのは、令和７年（2025 年）３月末になることから、募集要項公開時以降の予算編成の状況により、助成金額・条件等の内容変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、ご応募ください。

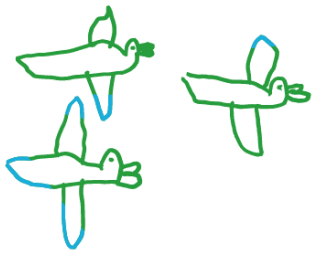

令和７年（2025 年）２月

東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会

目次

1　助成事業の目的 1

2　助成の対象となる団体 2

3　助成の対象となる事業 2

4　助成金の交付額及び交付率 2

5　助成の対象となる期間及び経費 3

6　採択までのスケジュール 4

7　審査の視点 5

8　応募方法 5

9　広報における支援 6

10　事業の実施にあたっての注意事項 6

11　実績報告 7

12　助成金の額の確定及び交付 7

13　助成事業の全体の流れ 8

1　助成事業の目的

「東アジア文化都市 2025 鎌倉市」を市全体で盛り上げていくため、東アジア文化都市の趣旨に合致し、鎌倉市の文化芸術の継続的な発展に寄与すると認められる事業又は活動を募集し、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が予算の範囲内で助成金を交付するものです。

＊「東アジア文化都市」とは

日中韓文化大臣会合での合意に基づき、日本・中国・韓国の３か国において、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において、現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施する文化庁の事業です。これにより、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることを目指します。

また、当該都市がその文化的特徴をいかして、文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興を推進することにより、事業実施を契機として継続的に発展することも目的としています。過去には、日本から奈良市や京都市が選定されており、2025 年は鎌倉市が選定されました。2025 年の中国・韓国の開催都市は、中国はマカオ特別行政区と湖州（こしゅう）市、韓国は安城（アンソン）市が選定されています。

＊ 鎌倉市が取組む意義・目的

東アジアの国々とともに発展してきた鎌倉のまちの成り立ちや今に引き継ぐ多様な生活文化を再認識・共有し、さらに磨きをかけることで、豊かな文化や共生の精神を次代に伝えるとともに、「平和都市宣言」を全国に先駆けて行ったまちとして、世界恒久平和への願いを世界に発信する機会とします。

＊「東アジア文化都市 2025 鎌倉市」のコンセプト

― 千年先の鎌倉へ、はじめの一歩 ―

約千年前に誕生した鎌倉の文化は、
大陸との交流をゆるやかに繰り返しながら
海と山に囲まれた美しい風土のなかで
独自の雰囲気を醸し出すまちへと育てられた。

千年もの豊かさが、この地で暮らす人や
訪れる人の心をつかみ、温め、ほぐしてくれる。

“鎌倉”を、もう千年先へ継承していくため
いま、わたしたちがすべきこと、しておきたいことは何なのか？
未来を担う子どもたちが、いつか自分の子どもたちに胸をはれるまちにする。
そこは豊かな自然と文化が調和し、人々の平和への願いとやさしさに溢れたまち。
新たなる千年の歴史が、あなたの一歩からはじまる。

2　助成の対象となる団体

助成事業に申請できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体（任意団体を含む。）とします。

（１）鎌倉市内に所在地がある、又は定期的に市内で活動していること。
（２）規約・定款等を有し、かつ代表者及び役員等が置かれていること。
（３）事業実施において、明確な会計経理が行えること。

※上記を満たしても、次に該当する場合は対象となりません。

- 団体が鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号)第２条第２号に定める暴力団又は同条第５号に定める暴力団経営支配法人等に該当する場合。
- 団体又は団体の構成員が鎌倉市暴力団排除条例第２条第４号に定める暴力団員等と密接な関係を有していると認められる場合。

3　助成の対象となる事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たす事業とします。

なお、１団体につき１事業のみ申請可能です。（第１期募集で申請した事業が採択されなかった場合に限り、第２期募集で別の事業を申請することは可とします。）

（１）鎌倉市内で実施される事業又は活動であること。
（２）日本の芸術文化に加え、中国又は韓国の芸術文化に触れる内容であること。
（３）次のいずれかの要素を付加した事業又は活動であること。
　ア　地域資源を活かした文化の魅力の国内外への発信
　イ　青少年が伝統文化に触れる機会の創出
　ウ　文化と他分野との協働による地域・社会課題への対応
　エ　文化を担う次世代の育成

※上記にかかわらず、次に掲げる事業又は活動は対象となりません。

- 広く一般に公開されない事業
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する事業
- 公序良俗に反する事業
- 営利を目的とする事業
- 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- 鎌倉市から補助金又は助成金が交付される事業
- その他助成事業の趣旨に照らし実行委員会が不適当と認める事業

4　助成金の交付額及び交付率

交付上限額	交付率（額）
30 万円	助成対象経費の３分の２以内（千円未満切り捨て）

※他団体から補助金や助成金が交付されている場合は、その額を助成対象経費から差し引きます。

5　助成の対象となる期間及び経費

助成の対象となる期間及び経費は、次のとおりです。

＜助成対象期間＞

〇第１期募集

令和７年（2025 年）４月 11 日（金）～12 月 31 日（水）※事業の実施期間も同じ

〇第２期募集

採択決定日（令和７年（2025 年）８月１日（金）以降を予定）～12 月 31 日（水）

※事業の実施期間：10 月１日（水）～12 月 31 日（水）

＜助成対象経費一覧＞

項目	細目	具体例	備考
人件費	人件費	事務整理、会場整理等に係る給料	助成事業のために臨時に雇用する場合に限る。
報償費	報償費	講演、指導、出演等に係る謝金	日当も含む。
旅費	旅費	公共交通機関等の交通費、航空賃、宿泊料	最も経済的かつ合理的な実費相当額のみ対象。
消耗品費	消耗品費	事務用品購入費	単価が 10 万円以下の物品を対象とし、備品に相当するものを除く。
印刷製本費	印刷製本費	チラシ・ポスター等印刷代	
役務費	通信費	郵便料、電話料金、インターネット回線使用料	電話やインターネットは助成事業のために臨時に契約する回線に限る。
	運搬料	道具運搬費	
	広告料	新聞、雑誌等への宣伝広告料	
	手数料	振込手数料、チケット販売手数料	
	翻訳・通訳料	翻訳料、通訳料	
	保険料	イベント保険	
委託料	委託料	企画運営、会場設営等に係る業務委託料	報告の際に詳細な委託内容が分かる書類の添付が必要。(契約書・成果物 等)
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	会場使用料、機材借上料、作品等借上料、拝観料、著作権料、駐車場代	

※経費の性質が上記と同義のものは、同様の扱いとなります。

＜助成対象外経費一覧＞

費用	具体例
団体の維持管理費	家賃、光熱水費、臨時雇用者以外の給料
飲食に係る経費	講師・スタッフ等の弁当、会議用の飲料　等
備品購入費	事業終了後も使用可能な機器等の購入費
施設整備費	建物の修繕費、不動産取得費
鉄道、航空、船舶運賃の特別料金	グリーン料金、ビジネスクラス料金　等
賞金、賞品代	賞金、賞品、生花代、金券の購入費　等
印紙代	印紙代
その他雑費	手土産代、打ち上げ等に係る経費、本事業の申請・報告に係る経費（印刷費、通信費、旅費等）、会員ポイント等を使用して支出した経費、団体の運営経費、受益者負担とすべき経費

※経費の性質が上記と同義のものは、同様の扱いとなります。
※助成対象経費に含まれるものであっても、社会通念上著しく高額と認められる場合は、助成対象外とします。
※上記のほか、助成対象期間外に支出された経費や領収書等の不備により適正な支出と判断できない経費は、助成対象外となります。

＜収入の取扱い＞
他の団体からの補助金又は助成金が交付されている場合は、助成対象経費からその額を差し引くものとします。

＜助成金交付額の計算例＞
事業費 100 万円（助成対象経費 80 万円、助成対象外経費 20 万円）、
他団体の補助金収入 20 万円の場合

（800,000 円－200,000 円）×2/3＝400,000 円＞300,000 円【上限】⇒　交付額 300,000 円

6　採択までのスケジュール

（１）募集期間
〇第１期募集
令和７年（2025 年）２月 20 日（木）～３月 31 日（月）17:00
〇第２期募集
令和７年（2025 年）６月２日（月）～７月 18 日（金）17:00
（２）選考
書類審査により選考します。
（３）採択決定
第１期募集は令和７年（2025 年）４月 10 日（木）までに、第２期募集は募集締切後３週間以内に全ての申請者に結果を通知します。

7　審査の視点

提出された書類について、次の視点により審査します。

- 事業目的と東アジア文化都市 2025 鎌倉市「コンセプト」との親和性
- 日本国内、中国及び韓国をはじめとした国外への訴求力
- 企画内容の妥当性、実現可能性
- 収支予算の妥当性、資金調達の工夫
- 地域に開かれた取組、地域への波及効果
- 多様な属性の人が参加できる取組

8　応募方法

東アジア文化都市 2025 鎌倉市公式ウェブサイトの申請フォームからご応募ください。

（公式ウェブサイト URL：https://culturecity-kamakura2025.com）

応募できる件数は、１団体につき１件に限ります。（第１期募集で申請した事業が採択されなかった団体が、第２期募集で別の事業を申請することは可能です。）

【受付期間】
〇第１期募集
令和７年（2025 年）２月２０日（木）～３月３１日（月）17:00
〇第２期募集
令和７年（2025 年）６月　２日（月）～７月１８日（金）17:00

＜添付書類＞

以下の書類を申請フォームにアップロードしてください。（様式等は、公式ウェブサイトからダウンロードしてください。）

- 収支予算書（様式３）
- 団体概要書（様式４）
- 団体の規約・定款等
- 団体の役員及び構成員の名簿
- 事業の写真又はチラシ等のデータ（過去に同様の事業を実施している場合）
  ※公式ウェブサイト、SNS 等での事業周知に使用します。

※事務局への郵送、持込は原則受け付けておりません。（申請フォームからの申請が困難な場合は、個別にご相談ください。）

※申請に要した経費は申請者が負担するものとします。

9　広報における支援

採択事業は、東アジア文化都市 2025 鎌倉市公式ウェブサイト、SNS 等の広報媒体に事業の概要等を掲載し、情報発信等の広報支援を行います。

10　事業の実施にあたっての注意事項

（1）「東アジア文化都市 2025 鎌倉市」助成事業の表示

採択事業は、チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物やウェブサイト等に、ロゴマーク及び助成事業であることを表示してください。

ロゴマークのデザインやその他使用のルールについては、「ロゴマークガイドライン」を遵守してください。

（2）関係者による視察、訪問、撮影等への協力

事業実施期間中に、関係者による視察、訪問、撮影等が行われる場合がありますので、ご協力をお願いします。

（3）事業の経過報告

事業の進行状況について、必要に応じ経過報告をしていただくことがあります。

（4）記録写真の撮影

事業実施の記録写真を必ず撮影してください。事業終了後の実績報告において、３枚以上の記録写真を提出してください。

（5）アンケート等の実施

参加者、出演者等にアンケートを実施するなど、事業実施による成果・効果を把握するよう努めてください。なお、アンケートを実施した場合は、事業終了後の実績報告において集計結果を報告してください。

（6）事業の内容変更又は中止について

採択決定後に、事業の内容を変更又は中止する場合については、変更又は中止する前に「事業変更・中止申請書」を提出する必要があります。ただし、広報媒体に掲載している内容や予算に影響を及ぼさないような軽微な変更の場合の提出は不要です。

※申請書の提出前に、必ず担当までご相談ください。

（7）収入及び支出証拠書類について

助成対象経費にかかる収入及び支出の証拠書類（領収書、レシート、契約書等）は、事業終了後の実績報告において必要となりますので、適切に保管してください。

また、証拠書類の収集にあたっては、次の点に留意してください。

- 証拠書類に記載の名称は、団体名と一致させること。（略称は不可）
- 発行日、宛名、発行者の名称・住所・押印、明細が記載されていること。

※収入及び支出の証拠書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額の減額又は返還を求める場合があります。

※証拠書類は、事業実施年度の終了後５年間（令和 13 年（2031 年）３月 31 日まで）保管してください。

11　実績報告

事業終了後 90 日以内又は令和８年（2026 年）１月 30 日（金）のいずれか早い方の日までに、採択決定の通知の際に案内する方法により下記書類をデータで提出してください。（様式等は、公式ウェブサイトからダウンロードしてください。※３月中旬公開予定）

＜提出書類＞

- 実績報告書（様式７）
- 事業実績内訳書（様式８）
- 収支決算書（様式９）
- 経費明細書（様式 10）
- 収入及び支出の証拠書類の写し
- 記録写真（３枚以上）
- アンケート調査の結果（アンケートを実施した場合）
- その他参考資料（チラシ、パンフレット等）

※事務局への郵送、持込は原則受け付けておりません。（指定の方法による提出が困難な場合は、個別にご相談ください。）
※報告に要した経費は申請者が負担するものとします。
※期日までに書類が提出されない場合は、採択決定を取り消す場合があります。

12　助成金の額の確定及び交付

実績報告に基づき交付する助成金の額を確定し、通知します。
助成金は、額確定後に口座払いにてお支払いします。助成金確定通知書の受領後、「助成金交付請求書」を提出してください。

※助成金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告の内容等に事実との相違が判明した場合、また本要項や法令に違反した場合は、採択決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

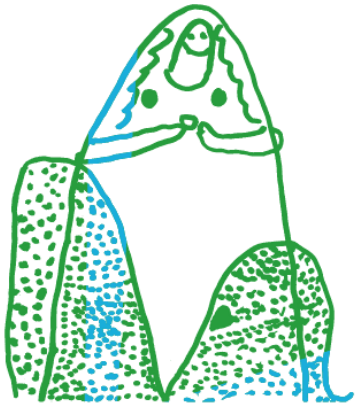

13　助成事業の全体の流れ

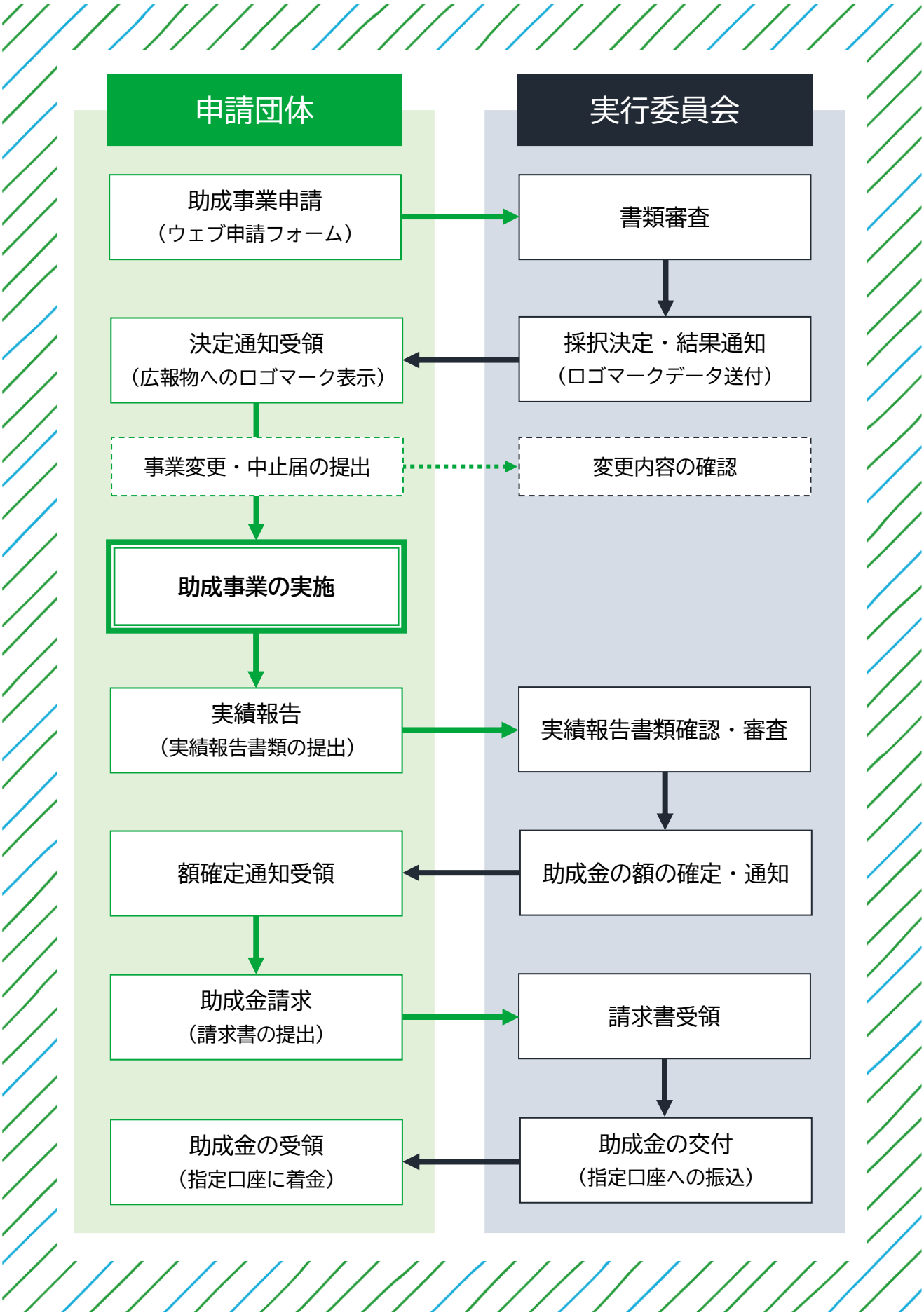

【お問い合わせ】

東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会　事務局
（鎌倉市東アジア文化都市事業担当　内）
電　　話：0467-23-3000（代表）（受付時間：平日 8:30～17:00）
メ ー ル：east-asia@city.kamakura.kanagawa.jp
Ｕ Ｒ Ｌ：https://culturecity-kamakura2025.com

※下記の受託事業者から、提出書類等に関する事務連絡を行います。

特定非営利活動法人　アートネットワーク・ジャパン
メ ー ル：e-asia2025@anj.or.jp